

公の施設の指定管理者の指定の件（羊丘児童会館）

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市羊丘児童会館

2 公の施設の位置

札幌市豊平区月寒東1条16丁目

3 指定管理者

札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

理事長 野崎 清史

4 指定期間

令和2年1月20日から令和5年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、羊丘児童会館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。